あい てちょう はんてい とうじつ もちもの いちらん ひょう れいわ ねん がつぶん はんてい いこう 「愛の手帳」判定当日の持物一覧表(令和7年12月分の判定以降)

	t tの 持ち物	新規	せいじんこうしん 成人更新	ていど へんこう 程度変更
ページ ごう かく 号)確 い。) こうてき ・公的 しゅうみ	本人確認できるもの ** ** ** ** ** ** ** ** **	0	0	0
	で真 1枚 たて4cm よこ3cm	0	0	0
お 持 ^も ち	^{あい てちょう} 愛の手帳		0	0
の 障 害	しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳	○ (あれば)	○ (あれば)	○ (あれば)
者 手 帳	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳	○ (あれば)	○ (あれば)	○ (あれば)
	^{ぼしてちょう} 母子手帳	0	0	0
	しんりょうじょうほうていきょうしょ 診療情報提供書 せいしんか しんりょうないか しんけいないか など つういんちゅう かた 精神科・心療内科・神経内科等に通院中の方	0		0
	ぉくすりてちょうなど お薬手帳等 しょほうないよう (処方内容がわかるもの)	0	0	0
	かて しりょう せいせきひょなど 過去の資料(成績表等) しょうがっこう ちゅうがっこう こうこうじだい 小学校・中学校・高校時代のもの	0		

愛の手帳申請書に係るマイナンバー(個人番号)確認書類について(チェックシート)

令和5年2月から、愛の手帳の申請書にマイナンバー(個人番号)の記入が必要となります。 また、申請書提出時には、①番号確認(記入されたマイナンバーが正しいものであるかの確認)と②身元確認(マイナンバーの正しい持ち主であることの確認)のため、以下の書類の提示をお願いいたします。

1 申請者が手帳を取得するご本人の場合

① マイナンバーカード (個人番号カード) がある場合

_	5 (1) P() 10 1 (ID) ID 17 ID 00 ID		
	チェック欄	確認内容	確認書類
		番号確認・身元確認	申請者(本人)のマイナンバーカード(個人番号カード) ※ <u>写真入りの</u> プラスチック製のカードです。

② マイナンバーカード (個人番号カード) がない場合

チェック欄	確認内容	確認書類	
	番号確認	申請者(本人)のマイナンバー(個人番号)が確認できる次の書類のいずれか1つ ○マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書 ○通知カード(紙のカード) ※通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、 住所等が住民票の記載と一致している場合は使用できます。 「個人番号通知書」は、確認書類として使用できません。	
	身元確認	次の書類のいずれか1つ(写真付きのもの) ②連転免許証 ③連転経歴証明書 ③旅券(パスポート) ③身体障害者手帳 ⑤精神障害者保健福祉手帳 ○在留カード ○特別永住者証明書 その他官公署等から発行された写真付きの書類等で①氏名と②生年月日又は住所が記載されているもの	
		上欄の書類がない場合、次のいずれか2つ ○公的医療保険の資格確認書 ○年金手帳・基礎年金番号通知書 ○児童扶養手当証書 ○特別児童扶養手当証書 その他官公署等から発行された書類等で①氏名と②生年月日又は住所が記載されているもの (○生活保護受給者証 など)	

2 申請者が手帳を取得するご本人以外(保護者、代理人)の場合

チェック欄	確認内容	確認書類	
	<u>本人の</u> 番号確認	 手帳を取得するご本人の個人番号が確認できる次の書類のいずれか1つ ○マイナンバーカード (個人番号カード) 又はその写し ○マイナンバー (個人番号) が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書又はその写し ○通知カード又はその写し ※通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票の記載と一致している場合は使用できます。 「個人番号通知書」は、確認書類として使用できません。 	
	申請者(代理人、保護者)が本人に代わってマイナンバーを提供できることの確認	・ ○仕息代理人の場合:安仕状 イナ またけ	
	申請者(代理人、保護	 代理人・保護者の次の書類のいずれか1つ(写真付きのもの) ○マイナンバーカード(個人番号カード) ○運転免許証 ○運転経歴証明書 ○旅券(パスポート)○愛の手帳(療育手帳) ○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○在留カード ○特別永住者証明書 その他官公署から発行された写真付きの書類等で①氏名と②生年月日又は住所が記載されているもの 	
	者) の身元確認	上欄の書類がない場合、次のいずれか2つ ○公的医療保険の資格確認書 ○年金手帳・基礎年金番号通知書 ○児童扶養手当証書 ○特別児童扶養手当証書 その他官公署から発行された書類等で①氏名と②生年月日又は住所が記載されているもの (○生活保護受給証明書 など)	